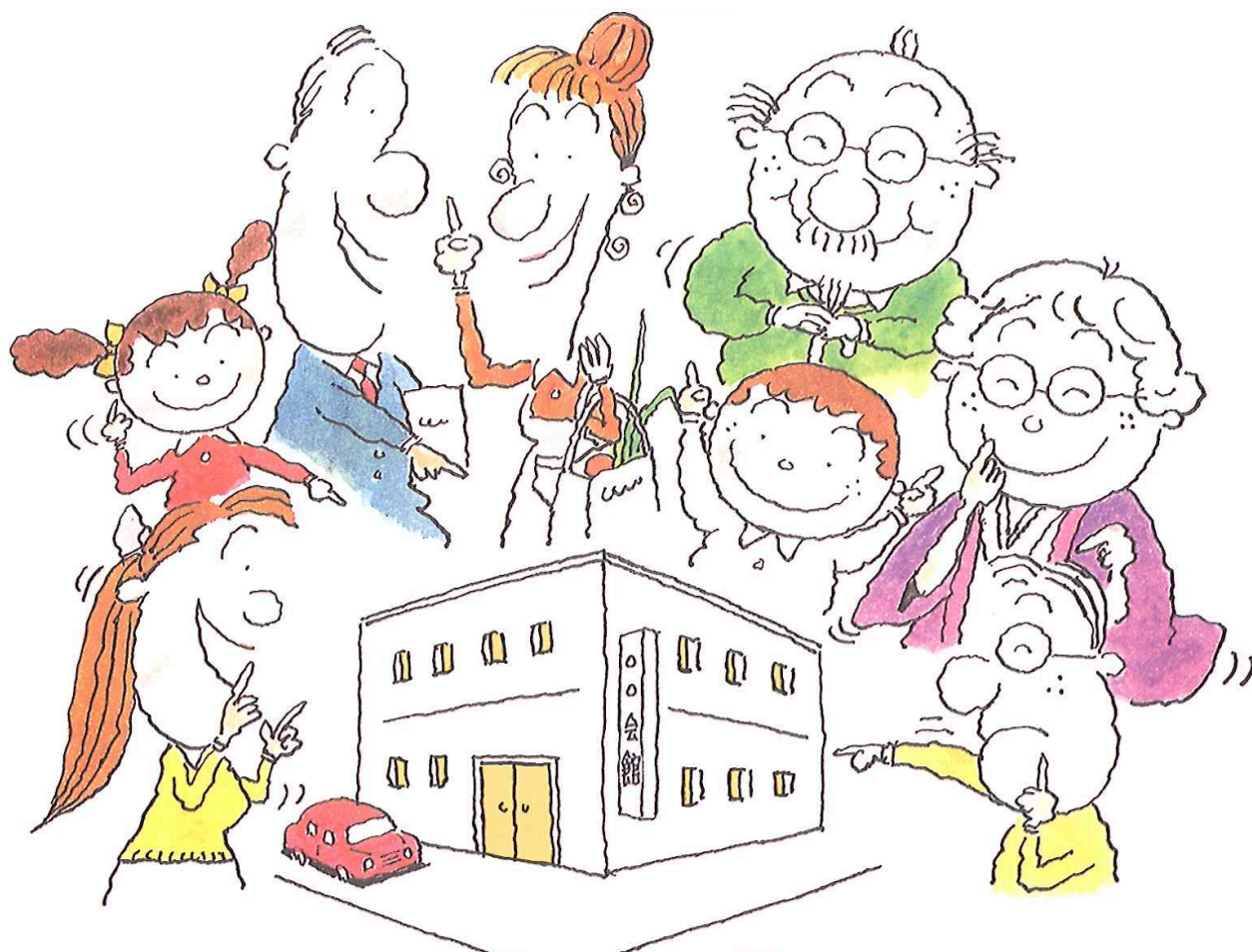


# 札幌市集会施設 借上補助金

ご案内



札幌市では、町内会等が集会施設として借上げている施設の賃借料（家賃）の一部を補助します。

詳しくは、各区地域振興課にお問い合わせください。

制度の概要は、裏面をお読みください。

## 札幌市集会施設借上補助金の概要

### ● 補助金の対象となる団体

集会施設を所有していない**町内会**や**自治会**（町内会等）

※ 複数の町内会等で施設を共有している場合も対象となりません。

### ● 補助金の対象となる費用

町内会等が1月以上の賃貸借契約（契約相手は市役所以外）をする施設の**賃借料**

※ 「敷金・礼金」や「備品等の賃借料」、他の制度の助成対象費用は含みません。

### ● 補助金の対象となる施設

1年間の利用回数が**120回以上**であること又はその見込みがあること。

※ 1時間でも活動を行った場合、利用回数1回と考えます。（いわゆる1コマが1回です。）また、例えば「午前・午後・夜間」という考え方で使っている施設は、3回利用という考え方が可能です。

### ● 補助金の額

賃借料の**2分の1以内**とし、1年間で**30万円**を限度とする。

※ 申請期間が1年に満たない場合は月割計算を行います。

### ● 補助金の交付

**概算払**（契約書等に基づく仮払い）を行い、補助金の対象期間終了後精算する

### ● 補助金の減額

施設の1年間の利用回数が120回未満であった場合は、次に掲げる割合で補助金の限度額を減額する。

- ① 1年間の利用回数が**60回以上120回未満**の場合 **5割減額**
- ② 1年間の利用回数が**60回未満**の場合 **10割減額**

### ● その他

- ・ この事業は別に定める予算の範囲内で実施します。このため、予算を超える応募があったときは、交付を受けられない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 上の「予算を超える応募があった」（応募団体が多数の）ときは、別に定める基準により審査を行い、交付団体を決定します。
- ・ 詳しくは、各区地域振興課にお問い合わせください。



札幌市 市民集会施設 補助制度



さっぽろ市  
02-D01-25-813  
R7-2-601